

つき、教職員が退職又は死亡したとき
本人又は遺族に対して支給される。

(一) 昭和五十六年度支給狀況

昭和五十六年度における教職員に対する退職手当の支給状況は、表10のとおりである。退職手当支給者総数は千百八十三人で、支給総額は、百六十四億三千九百八十万九千円であり、その内訳は、勧奨退職者が六百七十四人で五百五十五億九千三百七十万九千円、自己都合等退職（死亡・傷病・期限付採用教員等を含む。）者が、五百十五人で八億四千五百三十八万となっている。前年と比べると、退職者で百四十九人の増、支給額において、二十二億二千二百七十三万二千円の支出増となつて

(二) 退職手当条例の改正

退職手当のうち、奨奨退職など自己都合以外の理由で退職する長期勤続者（勤続期間二十年以上）等に係る退職手当については、昭和四十八年の条例附則の改正により、「当分の間」通常の退職手当額の二割加算額を支給したものを、条例附則の一部改正により本年四月一日から、これを一割加算に引き下げられた。なお、直ちに適用するのでは影響も多いところから、経過措置が講じられた。

二 恩 紿

(+) 恩給は昭和三十七年十二月一日（現行の地方公務員等共済組合法施行日）前に退職した教職員に対して支給される年金である。

表10. 昭和56年度退職手当支給状況

種別	人員	支給額		1人当たり支給額	
		金額	前年対比	金額	前年対比
勵 奨	人 674	千円 15,593,709	% 115.6	円 23,136,066	% 107.2
自己都合 (傷病・死 亡・期限付 を含む)	515	845,380	116.3	1,641,515	93.7
計	1,189	16,439,089	115.6	13,825,979	101.1

昭和五十七年三月末現在 受給者総数は二千三百八十三人で、普通恩給受給者が千三百八十五人、扶助料受給者が九百九十八人であり、公務員本人の受給している割合は、五八パーセントを示している。また、受給者の年齢構成別にみると八十才以上の受給者が全

表11. 昭和56年度恩給支給状況

種別	人員	支給額		1人当たりの支給額	
		金額	前年対比	金額	前年対比
普通恩給 退隠料	人 1,385	千円 2,022,862	% 99.7	円 1,460,550	% 105.5
扶助料 遺族扶助料	998	915,365	109.1	917,200	109.6
計	2,383	2,938,227	102.4	1,232,995	106.1

三 長期給付（退職年金等）

となどをふまえ、また、例年ない厳しい財政事情の下における措置によるものである。

(一) 長期給付に要する費用

長期積付に要する費用は、組合員が負担する掛金と地方公共団体が負担する負担金のほか、将来の年金給付に充てるための原資として積み立てた責任準備金から生ずる受取利息等を財源としている。

い。また、勧奨退職者一人当たりの平均支給額は、二千三百十三万六千円

(二) 恩給の給付状況
体の二五・五ペー セントを占め高齢者の受給が目立つて いる。

- 本年四月二十七日法律第三十五号をもつて公布されたが、今回の主な改正事項は、次のとおりである。

本年四月二十七日法律第三十五号をもつて公布されたが、今回の注な改正事